給与支払報告
特別徴収 にかかる給与所得者異動届出書

◎異動があった場合は、非課税の方も含めてすみやかに提出してください

※処理事項	1．現年度	2．新年度	3．両年度

ご注意

1 黒のボールペン又はペンで記載してください。

2 転勤、再就職等により異動後の勤務先で引続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で最上段の事項を記載し、新勤務先に送付願います。新勤務先では、下段（転勤等による特別徴収届出書）の事柄を記入し、また、徴収台帳への記入等必要の手続を済ませたうえで、一月一日現在の住所地（課税地）の市区町村長に送付してください。「給与所得者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先で本人から番号の提供を受け記載してください。また前勤務先が個人事業主の場合、「給与支払者」の「個人番号」は、前勤務先では記載は、前勤務先へ送付願います。

3 一月一日から四月三十日までの間に退職した者に未徴収税額がある場合は、一括徴収することが義務づけられています。

4 ※印の欄は、届出者において記入する必要はありません。

令和　年　月　日

市町村長殿

（特別徴収義務者）給与支払者

所在地	郵便番号 －
名称	
代表者の職氏名	
個人番号又は法人番号	

特別徴収義務者指定番号	
整理番号	

連絡者の係及び氏名並びにその電話番号	係	
	氏名	
	電話	（　）　－　番

給与所得者

フリガナ	
氏名	
生年月日	年　月　日　（旧姓：　）
個人番号	
受給者番号	
1月1日現在の住所	
異動後の住所	

（ア）特別徴収税額（年税額）	（イ）徴収済税額	（ウ）未徴収税額（ア）－（イ）	異動年月日
円	月から　月まで 円	月以降 円	令和　年　月　日

異動の事由

1 退職(普/障)
2 転勤
3 休職
4 長期欠勤
5 死亡
6 合併
7 会社解散
8 住所誤報
9 その他
（特別徴収不可）

異動後の未徴収税額の徴収

1 特別徴収継続
2 一括徴収
3 普通徴収
※3を選択した場合は、一括徴収できない理由を選択してください。

一括徴収した税額は　月分で　納入します。　月　日納入

＊［9. その他(特別徴収不可)］を選択された場合は、次のいずれかの理由を必ず選択してください。

1 普B	他の事業所で特別徴収 （例：乙欄適用者）
2 普C	給与が少なく税額が引けない （例：年間の給与支給額〇〇万円以下）
3 普D	給与の支払いが不定期 （例：給与の支払いが毎月でない）
4 普E	事業専従者 （個人事業主のみ対象）

◎退職等による残税額の「一括徴収」について次の欄に記入してください。

（１月１日～４月30日までの退職は一括徴収が義務づけられています。）

一括徴収	一括徴収の理由	徴収予定月日	徴収予定額	徴収予定額合計（上記（ウ）と同額）	一括徴収しない理由
	1 異動が12月31日までで、申出があったため　月　日申出	・	円	円	1 異動の日が6月1日～12月31日までの間で、本人から申し出がないため。
	2 異動が１月１日以後で、特別徴収の継続の希望がないため	・	円		2 異動の日が1月1日～4月30日までの間で、残税額（上記(ウ)の額）を超える給与、または退職手当の支払いがないため。
	異動者印	・	円		3

◎就職・転勤等により新しい勤務先において特別徴収を希望される場合は、次の欄に記載してください。

1. 就職 2. 転勤 3. その他 のうち、

該当番号　番により、

普通徴収の　期から

4期までを　月分から

特別徴収し納入する。

受給者番号

（特別徴収義務者）給与支払者

所在地	郵便番号 －
フリガナ	
名称	
代表者の職氏名	
個人番号又は法人番号	

特別徴収義務者指定番号		
連絡者の係及び氏名並びにその電話番号	係	
	氏名	
	電話	（　）　－　番

給与支払方法及びその期日	特徴納入書の送付	必要	不要